

北海道教育大学紀要編集発行要領

制定 平成 30 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 12 月 3 日
紀要編集委員会委員長

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道教育大学紀要(以下「紀要」という。)の編集及び発行(以下「編集発行」という。)に関し必要な事項を定める。

(紀要の掲載内容)

第 2 条 紀要には、北海道教育大学(以下「本学」という。)の専任教員の学術研究及び学術調査の成果を掲載する。

2 掲載された論文は電子化し、原則としてこれを一般に公開する。

(紀要の構成)

第 3 条 紀要は、次の 3 部門に分けた分冊とする。

(1) 教育科学編 Education

(2) 人文科学・社会科学編 Humanities and Social Sciences

(3) 自然科学編 Natural Sciences

(紀要の発行)

第 4 条 紀要の発行は、各部門とも年 2 回(8 月・2 月)を原則とする。

(論文の原著性)

第 5 条 論文は、単著又は共著とし、いずれも原著に限るものとする。

2 共著の場合は、本学の専任教員が第一著者であることを条件とする。ただし、本学の専任教員の指導を受けた場合においては、内地研究員、外国人研究員、大学院生又は大学院修了後 2 年以内の者が第一著者になることを認めるものとする。

(投稿の受付・締切)

第 6 条 投稿の受付は、随時行うものとし、締切日は毎年 3 月末日及び 9 月末日とする。

2 締切日までに受け付けられ掲載が決定した論文は、原則として 3 月末日締切日のものは 8 月に、9 月末日締切日のものは翌年 2 月に発行する紀要に掲載する。

(校正)

第 7 条 校正は、3 校行うものとし、原則として 2 校までは著者が行う。この場合において、校正中の論文の改変・追加は認めない。

(別刷)

第 8 条 別刷は有料とし、著者の希望部数分を教員研究費で負担するものとする。

(庶務)

第 9 条 紀要の編集発行に関する庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、紀要の編集発行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 北海道教育大学紀要編集発行要領(平成 16 年 11 月 22 日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。